

令和四年十月三日付け広島県報（定期）第七十八号に登載の広島県告示第七百五十三号（平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を改正する告示）の一部を次のように訂正する。

総務局研究開発課長

ページ	行	正	誤
一	改正前一 使用料の表食品工業技術センターの項種別欄の八行目	9   8   110   水分活性測定器 (略)	8   110   (略)
一	改正前一 使用料の表食品工業技術センターの項単位欄の三行目	川 (略)	(略)
一	改正前一 使用料の表食品工業技術センターの項金額欄の三行目	四〇〇円 (略)	(略)
一	改正後一 使用料の表食品工業技術センターの項種別欄の五行目	7   109   水分活性測定器 (略)	7   109   (略)
一	改正後一 使用料の表食品工業技術センターの項単位欄の二行目	一時間 (略)	(略)
一	改正後一 使用料の表食品工業技術センターの項金額欄の二行目	四〇〇円 (略)	(略)